

# 『滝野5丁目6丁目つどいの館』管理運営規則(変更案)

## 第一章 総則

第1条 滝野五丁目自治会ならび滝野六丁目自治会杜の会（以下「2自治会」という）が共有する自治会館が、自治会加入世帯（以下「会員」という）同士の親睦と福利の向上及び安全・安心な地域社会の形成のために使用され、住みやすい地域を築き上げていくコミュニティの場として本規則により使用方法と管理運営方法を定める。使用方法の詳細については使用細則に定める。

第2条 本会館の名称は「滝野5丁目6丁目つどいの館」（以下「会館」という）とする。

第3条 第1条の目的にそって会館を円滑に運営するために第14条に定める管理運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

## 第二章 使用方法

### （使用目的）

第4条 会館の使用目的は次のとおりとする。

- イ. 2自治会の運営及び活動に必要な使用
- ロ. 2自治会に関する備品、資料、防災備品等の格納及び防災拠点として使用
- ハ. 2自治会の会員がその福利及び親睦を目的とする交流活動又は集会等
- ニ. その他2自治会の会員の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保するため委員会が認めた会合等

### （使用手続き）

第5条 会員が会館を使用するときは次のとおりとする。

- (1) 会員が会館を使用するときは、使用責任者を定めて委員会の許可を得なければならない。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、使用者に対して使用条件を付することができる。
- (3) 会館の使用は、原則として先着順で受付ける。

但し、委員会が他に優先して会館の使用を認める必要が生じたときは、使用の承認を取り消し、又は使用の中止や変更を求めることができる。

### （使用の不許可）

第6条 次のいずれかに該当する場合は、会館の使用を許可しない。

- イ. 宗教活動又は特定の政治活動を目的とする場合ならびそれらが関与している場合
- ロ. 専ら営利目的の場合
- ハ. 騒音などで付近の人に迷惑がかかるおそれがある場合
- ニ. 原則として危険物、爆発物、毒物、火気を伴うもの等と飲酒は禁止
- ホ. 公序良俗を乱すおそれがある者
- ヘ. 使用責任者又は使用者が過去に本規則又は使用細則に違反し、改善がみられない場合
- ト. 会員以外の者が使用する場合
- チ. 使用申込書の記載に目的以外の使用するおそれがある場合と虚偽記載の場合
- リ. 会館の建物および内装に造作または変更を加えようとする場合。但し、管理運営委員会の許可を得たものは除く。

### （使用者の遵守事項）

第7条 使用者は次掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会館の利用者は、本規則及び利用細則に定められた事を守らなければならない。
- (2) 利用者が会館の建物又は設備・備品を破損・滅失したときは、利用者の責任において修復又は実費を負担しなければならない。

(利用の順位)

第8条 会館の利用優先順位は次のとおりとする。

- 第1順位 各自治会の定例会議及び臨時会議
- 第2順位 委員会の定例会議及び臨時会議
- 第3順位 会員による会館利用許可のある利用
- 第4順位 公益性を勘案し学校、公共団体等が会員に対するサービスのために利用する目的で利用許可のある場合以下、先着順とする。

(利用料金等)

第9条 会館の利用料は利用細則で定める。尚利用料を徴収したときは、通常の利用運営費に充当する。

## 第二章 管理運営方法

(管理運営費等)

第10条 会館の管理運営費等は次のとおりとする。

- (1) 会館の管理運営費は、2自治会が毎年4月1日時点の自治会加入世帯数(自治会員数)按分で負担する。管理運営費等の予算及び負担額は委員会で定めるものとする。
- (2) 管理運営費等の内訳は次のとおりとする。
  - ① 管理運営費：自治会費のうち一世帯当たり年額700円を充当
  - ② 火災保険料：一年間の火災保険料としておおよそ25,000円を掛ける
  - ③ 修繕費：一年度あたり120,000円を修繕積立金として積み立てる
- (3) 会館の敷地の無償貸与及びその更新等に関する手続きは、滝野五丁目、滝野六丁目自治会長が代表して行う。なお、事務手続きは管理運営委員会が行う。

(管理運営費)

第11条 管理運営費は、「5丁目6丁目つどいの館」に係わる、次の各号に掲げる通常の利用に要する経費に充当する。

- (1) 電気、水道等の経費
- (2) 会館に係わる備品費、事務費
- (3) 経常的な補修費
- (4) 清掃費、草刈りなどの施設保全に係わる経費
- (5) 委員会の運営に要する費用
- (6) その他会館の通常の利用に要する費用

(火災保険料)

第12条 万が一のときに備えて火災保険料を掛け、隣地住居世帯の理解を得る。保険料額は複数の保険会社から見積もりをとり委員会で協議の上、会員の利益を損なわないよう決定する。

(修繕積立金)

第13条 委員会は、修繕費を次の各号に掲げる利用に要する経費に充当するため修繕積立金として積み立てるものとし、当該各自治会役員会との協議の上、各自治会の総会に議案提出後承認を得て取り崩すことができる。

- (1) 一定の年数ごとの計画的に行う修繕

- (2) 不測の事故その他特別の自由により必要となる修繕
- (3) 会館の変更または処分
- (4) その他会館に関し、会員全体の利益のため特別に必要となる管理

2.修繕積立金については、管理運営費とは、区分して経理する。

(委員会の構成)

第14条 委員会構成は次のとおりとする。

- (1) 各自治会から各4名の管理運営委員を選出（選出方法は各自治会による）し、合計8名の委員で委員会を構成する。
- (2) 管理運営委員は、当該年度の各自治会役員の内から副会長及び担当役員を、委員として選出する。
- (3) 欠員が生じた場合は、必要に応じて補欠として各自治会員から委員を選任することができる。
- (4) 委員の任期は、各自治会役員の任期とし、補欠の任期は前任者の残存期間とする。  
何れの場合も、委員の任期は原則として当該年度の1年とする。

(委員会の職務)

第15条 委員会の職務は次のとおりとする。

- イ. 会館の設備・備品の維持・管理・購入、建物のメンテナンス等、会館の維持管理全般に関すること
- ロ. 会館の使用受付・管理・使用制限等、会館の管理運営全般に関すること
- ハ. 管理運営費等の収納、保管、運用、支出等に関すること
- ニ. その他本規則及び使用細則に定めのない事項の対応

(委員の役職等)

第16条 管理運営委員の役職は次のとおりとする。

- (1) 委員会に委員長、副委員長、会計、書記、広報、会館予約担当、鍵担当、施設保全担当及び会計監査を置く。
- (2) 委員長は各自治会の持ち回りとし、委員の互選により選出する。
- (3) 委員長は、委員の中から副委員長、会計、書記、広報、会館予約担当、鍵担当、施設保全担当及び会計監査を任命する。  
委員長、副委員長及び各担当は、複数の役職を兼務することができる。
- (4) 委員長は、委員会を代表し会務を統括し、委員会の招集及び委員会議事を進行する。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が職務を執行できないとき又は委員長が欠員となったときは、その職務を代行する。且つ、会計監査を兼務して執行にあたることができる。
- (6) 会計は、委員会の会計・庶務を執行する。
- (7) 書記は、委員会等の議事録を作成する。
- (8) 広報は、適宜、会員向けに連絡と情報の共有に努める。
- (9) 会館予約担当は、2自治会役員、管理運営委員、会員等からの会館使用の予約を受け付ける。
- (10) 鍵担当は、複数名を選任し、各々が鍵を所持・保管する。原則として各自治会から1名を任命する。
- (11) 施設保全担当は、会館に関する建物、建物付属設備、備品什器、消耗品等の管理・調達。
- (12) 会計監査は、原則として会計を選出した自治会と異なる自治会から選出した委員を選任し、委員会の会計処理を監査する。
- (13) 各自治会の会長は、必要に応じ委員長又は副委員長を通じて、委員会に参画・意見調整することができる。
- (14) 委員長は、原則として委員の内から、法令に定める防火・防災管理者を任命し、管轄する消防署に届出る。

(鍵・予約表の管理)

第17条 会館の鍵・会館使用するときの予約表の管理については次のとおりとする。

- (1) 会館の鍵は、管理運営委員の鍵担当が各々鍵（スペアキー 1 個）を所持・保管する。
- (2) 会館予約担当は会館使用の予約表を管理・作成する。
- (3) 管理運営委員が会館の使用を受付けるときは、必ず予約担当の確認を得なければならない。

(管理運営委員会の開催等)

第 18 条 管理運営委員会の開催等については次のとおりとする。

- (1) 管理運営委員会は、委員長の招集又は 4 名以上の委員の請求により開催する。
- (2) 管理運営委員会は委員の 3 分の 2 以上の出席（代理出席又は委任状も可）をもって成立する。
- (3) 管理運営委員会の議長は委員長または副委員長で行う。
- (4) 管理運営委員会の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決定する。
- (5) 会館の使用及び管理運営に関する重要な事項であって緊急を要する場合は、委員長又は副委員長は他の 2 名の委員の同意をもって対応することができる。この場合は、直後の委員会で報告しなければならない。

(規則の改正)

第 19 条 本規則及び使用細則の改正は、委員の 4 分の 3 以上が出席（委任状は可）する委員会において、3 分の 2 以上の同意をもって決定する。ただし使用細則の軽微な変更は前条の規定によることができる。

(附則)

1. この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から運用を開始する。
2. 会館の予算の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。
3. この規則は、原則として会館使用開始後概ね 2 年で見直しを行うものとするが、緊急性の高い事態および不測の事由が発生したときなどは、適宜、委員会で協議の上対応するものとする。

(改正)

2022.3.19一部改正